

2014年9月1日

中華人民共和國
最高人民法院 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

「特許権侵害紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（二）
（公開意見募集稿）」に対する意見

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・海外投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造会社、商社、及びエンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約250社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の「特許権侵害紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（二）（公開意見募集稿）」については強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されている同意見募集稿について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

特許権者の許諾なしに製造されて販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目的で、当該製品について使用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合について

（1）関連条文

第29条第1項

特許権者の許諾なしに製造されて販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目的で、当該製品について使用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、権利者が上記販売の申出者、販売者による侵害行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しなければならない。上記使用者の挙証によって、特許権侵害製品の製造者が、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しないが、当該使用者は、特

許権侵害製品と特許製品との値段の差額を支払わなければならない。

(2) 考察

特許法第 70 条によると、一定の要件を満たす使用者、販売の申出者、販売者は賠償責任を負わないことを規定しているだけであり、これらの者に対する差止請求は可能と考えられる。ところが、上記の第 29 条第 1 項後段によると、特許侵害製品の製造者が権利者の実際の損失を賠償すれば、使用者への使用行為の差止請求ができなくなることが規定されているが、これは特許法第 70 条に反している。また、製造者から権利者に賠償金が支払われた時点で、侵害品についての賠償は完了しているにもかかわらず、なおも製品の使用者が、正規品との差額を支払わなければならないとする根拠も、不明である。以上のことから、第 1 項後段を削除し、使用者への差止請求も第 1 項前段に含めるように修正していただきたい。

(3) 意見

本項を以下のように修正していただきたい。

「特許権者の許諾なしに製造されて販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目的で、当該製品について使用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、権利者が上記使用者、販売の申出者、販売者による侵害行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しなければならない。上記使用者の挙証によって、特許権侵害製品の製造者が、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しないが、当該使用者は、特許権侵害製品と特許製品との値段の格差を支払わなければならない。」

以上